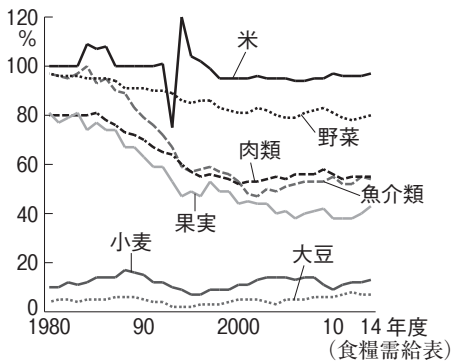
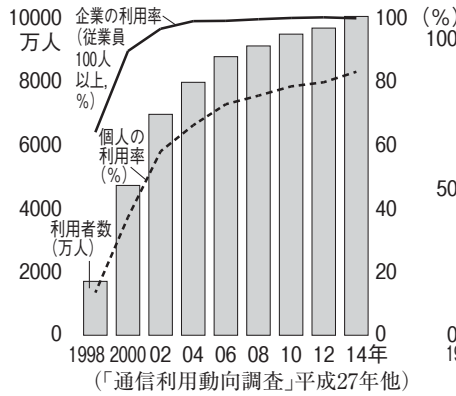


# 1 現代社会と私たちの生活

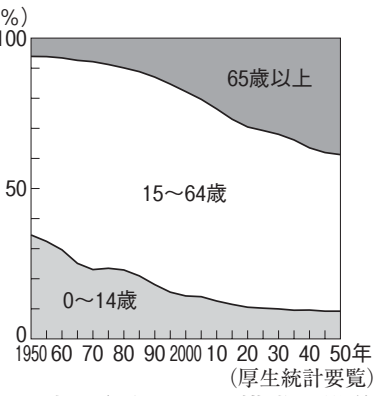
## 1章 現代社会と私たちの生活



▲日本の食料自給率の推移



▲日本の⑥利用者数と利用率の推移



▲日本の年齢別人口構成の推移

### 1 現代社会の特色

(1) ①  化…大量の人、物、お金、情報などが国境をこえて広がり、地球規模で世界の一体化が進むこと。貿易では価格などの面で国際競争が加速したほか、得意分野の製品を輸出し、不得意な製品を輸入する ②  が進んだ。日本では食料自給率の低下が課題。

① 国際協力…国際的な問題について、各国が協力して取り組むことが重要になった。

② ③  …民族、宗教などの異なる人々が、互いの文化を尊重し、助け合いながら共存する社会のこと。

(2) ④  化…⑤  (ICT)が発達した現代の社会(④社会)では、社会における情報が果たす役割が大きくなる ④化が進んだ。

① ⑥  …世界中に張りめぐらされたコンピューター通信のネットワーク。

② ⑦  …自分が必要とする情報を見極め、正しく活用すること。

③ 課題…コンピューターを扱う能力差によって生じる情報格差

(<sup>8</sup> )や、情報を正しく利用していく態度

(<sup>9</sup> )など。

(3) <sup>10</sup> 化…日本では、出生率しゅっしやうの減少(少子化)と、平均寿命じゆみやうののびなどで高齢者の割合の増加(高齢化)が同時に進行し、<sup>10</sup>社会となっている。

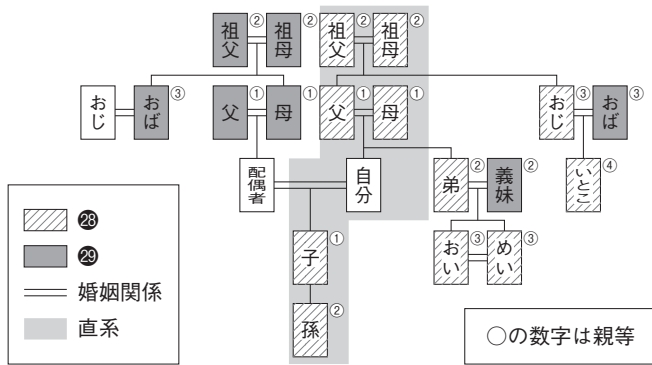
① <sup>11</sup> …一人の女性が一生のあいだに産む子どもの平均人数。

② 高齢化…総人口に占める65歳以上の人口の割合が7%以上の社会を高齡化社会、14%以上の社会を高齡社会、21%以上の社会を超高齡社会という。日本は<sup>12</sup> 社会。

③ 家族の形の多様化…三世代世帯の割合は減少し、<sup>13</sup> や単独世帯の割合が高くなった。

(4) <sup>14</sup> な社会…現代の世代と将来の世代の幸福を両立させるため、変化し続ける社会で生じる課題を解決していく必要がある。そのために、私たち一人一人の積極的な社会参画が望まれる。2011年の<sup>15</sup> では、復興の活動の中で、ボランティアをはじめとする多くの支援や協力が行われた。

1章 現代社会と私たちの生活



▲親等図

33	→	34
みんなが納得できる方法		
35	みんなのお金・物・土地などを無駄なく使うようになっているか	
36	みんなが参加して決定されているか、機会が制限されたり、結果が不当なものになっていないか	

▲33と34, 35と36

② 私たちの生活と文化

- (1) 16 …生活環境の中で身につけた言葉や考え方, 生活習慣など。
- ① 17 …医療技術や食料生産技術の発達などの17の発展は, 人々の暮らしを向上させた。
- ② 18 …神や仏などの人間を超越した存在を信仰し, 生きるものの意味や世界に関する根本的な問いに答えを見つけ出そうとする。
- ③ 19 …美をあらわしたり, 創造したりする19に触れることで, 人生を豊かにする。
- (2) 20 …歌舞伎や能のように専門家が継承してきた伝統芸能と, 衣食住, 21, 冠婚葬祭などの庶民によって受け継がれてきた生活文化とがある。
- ① 20の継承…10化や過疎化のために継承者不足が課題。22法を制定して, 国や地方自治体を中心となって文化財の保存に努めている。
- ② 23 …国籍, 民族, 宗教などが異なる人々が, たがいの文化を理解・尊重し(異文化理解), とともに生きていくこと。
- ③ 日本の2つの文化圏…日本には, 24文化と25文化の2つの独特な文化がある。

## ③ 現代社会の見方や考え方

- (1) 社会生活…私たちの生活は<sup>26</sup> の中で営まれる。その最も身近な集団が、  
 家族や地域社会である。<sup>26</sup>に属さなければ生きていけない人間は、<sup>27</sup>   
 といわれる。
- (2) 家族…最も身近で基礎的な<sup>28</sup>で、夫婦を中心にたがいに血縁関係<sup>けつえん</sup>で結ばれている。男女の  
 役割意識をもつ人は減ってきているが、まだ根強く残っており、1999年に男女共同参画社会  
 基本法が施行され、男女の区別なく、個人として能力を生かせる社会づくりが進んだ。
- ① 家庭の役割…家庭は、消費を中心に経済活動を行う単位である。また、家庭は、人間形  
 成の場、子どもや老人などを扶養<sup>ふよう</sup>する場、休息・安らぎの場である。
- ② 憲法・民法と家族…親族の範囲は6親等内の<sup>28</sup> 、配偶者<sup>はいぐうしゃ</sup>、3親等内の  
<sup>29</sup> 。結婚の自由や夫婦の平等を定めている。未成年の子どもに対しては、監督・  
 保護・教育の義務がある。教育を受けるのは子どもの権利でもある。遺産相続は、配偶者  
 が<sup>30</sup> を相続し、残りを子どもが均分相続する。家族にかかわる法律は、  
<sup>31</sup> の尊厳と両性の<sup>32</sup> に立脚して制定されるべきことが、日  
 本国憲法で定められている。
- (3) きまり(ルール)をつくる…<sup>26</sup>の中で<sup>33</sup> が発生したとき、解決策をつくり  
<sup>34</sup> をめざす必要がある。だれもが納得できる解決策であるためには、<sup>35</sup> と  
<sup>36</sup> に配慮することが大切。また、契約などのルールをつくる場合、全員一致で決め  
 るか、<sup>37</sup> で決めるかの2通りがある。<sup>37</sup>の場合は、<sup>38</sup> を尊重  
 することに注意を払わなくてはならない。
- (4) きまり(ルール)を守る…きまりはたがいの権利や利益を守るものであるから、おたがいに  
<sup>34</sup>した範囲内で、きまりを守る義務や責任が生じる。